

# 企画競争実施の公示

平成 29 年 4 月 12 日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長 小平田 浩司

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 調達概要

(1) 調達件名：物品役務データ集約補完システム導入等業務

(2) 調達内容 物品調達・物品管理等業務に係る府省共通システムの導入が平成 29 年度に予定されていることに伴い、建設事業用品の調達契約から物品管理事務までの業務を体系化し、各種帳票の出力など、事務の簡素化・合理化を支援するシステムを平成 28 年度に開発したところである。

本業務は、当該システムを国土交通省北海道開発局、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局に導入し、府省共通システムとの連携を実施するものであり、その際に、システム移行、データ移行の他、各整備局等で導入されているシステムメニューと連携し起動出来るようにする、各整備局等毎に職員情報の CSV ファイルを取り込めるようにする等のシステム改良を行うものである。

また、各整備局等において、導入に伴う運用支援を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結の翌日から平成 30 年 3 月 31 日

## 2. 企画競争参加資格要件

次に掲げる条件を満たしている者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 競争参加資格（全省庁統一資格）

① 企画提案書の提出時において、平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「ソフトウェア開発」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

③ 競争参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資

格に関する公示」(平成27年12月24日付け官報)に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

(3) 企画提案書等の提出期限の日から契約締結日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中である場合は除く。

ア) 親会社と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(5) 平成19年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、下記に示す「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有すること。

○ 同種業務 : 国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)及び地方公社(注3)の発注において、会計システムに連動し複数の出先機関等のデータをとりまとめる機能を有する契約業務(発注・契約・支払に至る一連の契約業務を指す。)に係るWeb型システムの構築、改良又はサーバ更新に伴う環境構築及び移行を行う業務。

○ 類似業務 : Web型システムの構築、改良又はサーバ更新に伴う環境構築及び移行を行う業務。

※Web型システムの構築、改良又はサーバ更新に伴う環境構築及び移行を行う業務とは単純なHP作成等は該当しない。

(注1) 特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」第2条第1項の政令で定める法人をいう。

(注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県及び市町村)及び特別地方公共団体(特別区、地方公共団体の組合及び財産区)をいう。

(注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

(6) 配置予定管理技術者は、企画競争実施にかかる説明書に記載しているいずれかの資格を有する者であること。

(7) 配置予定管理技術者は、平成19年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、2(5)に示す「同種又は類似業務」について1件以上

の実績を有すること。

- (8) 配置予定管理技術者は、平成29年4月12日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満であること。  
手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務。
- (9) ISO/IEC27001に基づくISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
- (10) 業務実施に必要な設備・システムは下記のとおりとする。
- 1) 開発に必要な場所は、受注者自ら準備できること。
  - 2) 開発に必要な機器類について、受注者自ら準備（動作環境の設定を含む。）できること。
  - 3) 本番環境に準じたテスト環境（テストデータの作成を含む。）を契約締結時点において受注者自ら構築できること。
- (11) 九州地方整備局管内に本店・支店または営業所等が存在すること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者または、準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

① 企画提案書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号  
国土交通省九州地方整備局総務部契約課購買係  
電話092-471-6331（内線2539）FAX092-476-3459

② 説明書の交付場所及び交付方法

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号  
国土交通省九州地方整備局総務部契約課工事契約管理係  
電話092-471-6331（内線2546）FAX092-476-3459

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年4月12日から平成29年5月22日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。場所は(1)②に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)②の担当まで事前連絡を行うこと。

#### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成29年5月22日 12時00分

提出場所：(1)①に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）によること。

#### (4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング 無

但し、企画提案書の内容について担当部局より質問する場合がある。

#### (5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を

行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

#### 4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。